

中長期保全計画及び個別施設毎の長寿命 化計画（個別施設計画）の策定について

令和2年9月25日
総務部公共施設マネジメント推進課

1 はじめに

経緯

- 平成23年 3月 東日本大震災
- 平成24年 12月 笠子トンネル天井落下事故
- 平成25年 11月 インフラ長寿命化基本計画発表
- 平成26年 4月 公共施設等総合管理計画の策定要請
- 平成27年 9月 第4次社会資本整備重点計画閣議決定
- 平成28年 11月 公共施設マネジメントの一層の推進について(総務省)
- 平成29年 3月 個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等(総務省)

2 計画の概要とこれまでの取組①

(1) 目的

老朽化の進む公共施設の修繕や建替え費用の増大が、今後の財政負担となるため、施設を適正に維持管理するための保全計画を策定する。

(2) 位置づけ

ア 個別施設計画

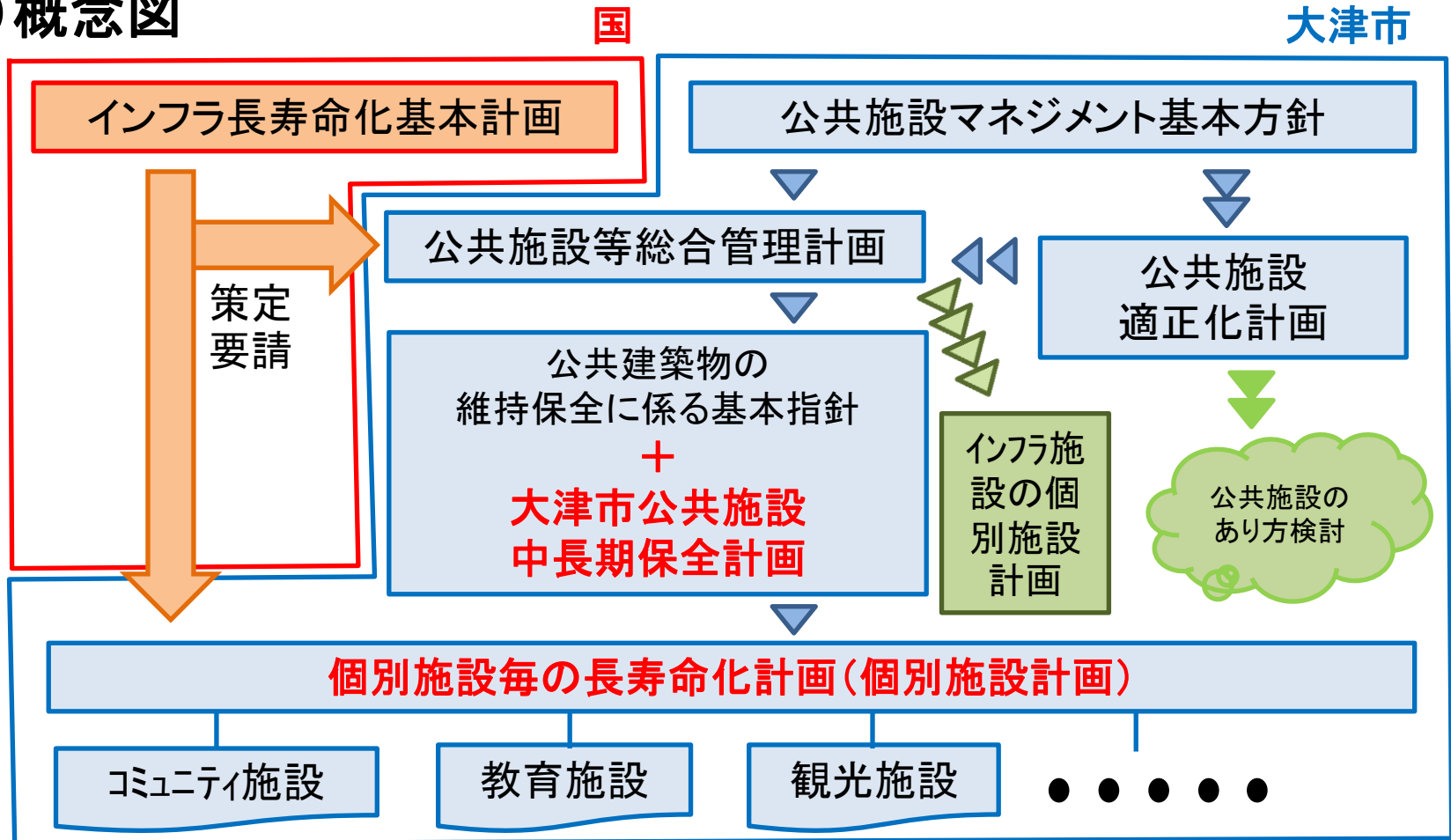
- ・国の「インフラ長寿命化計画」において策定を要請
- ・施設種別ごとの現状把握と保全方針
- ・保全方針は中長期保全計画の考え方に基づく

イ 中長期保全計画

- ・「大津市公共建築物の維持保全に係る基本指針」において策定を言及
- ・保全計画を策定するにあたり必要な費用や劣化による優先順位の考え方を整理
- ・各施設の長寿命化工事における内容、実施時期、対策費用を明示

2 計画の概要とこれまでの取組②

(3) 概念図



2 計画の概要とこれまでの取組③

(4)これまでの取組

ア 大津市公共施設白書記載の公共施設(以下「公共施設」という。)における改修時期、費用の試算方法の検討

イ 公共施設における劣化度調査の実施

建築部位(屋根・屋上、外壁、内部仕上げ)の調査結果

| 評価 | 基準 | 判定結果 |
|----|---|------|
| A | 概ね良好 | 21% |
| B | 部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし) | 51% |
| C | 広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し) | 26% |
| D | 早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている) 等 | 3% |

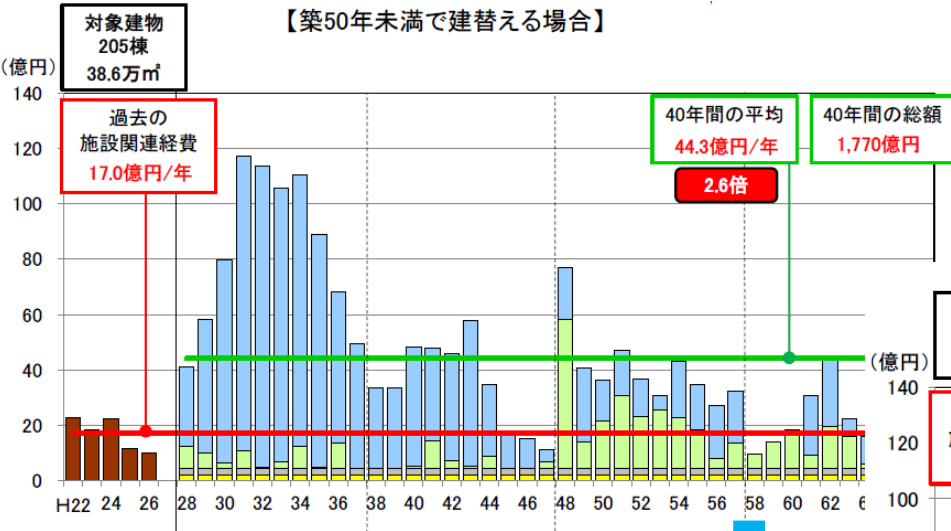
設備部位(電気設備、機械設備)の調査結果

| 評価 | 基準 | 判定結果 |
|----|-----------------------|------|
| A | 20年未満 | 18% |
| B | 20～40年 | 63% |
| C | 40年以上 | 19% |
| D | 経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合 | 1% |

ウ 各課の進捗確認と協議

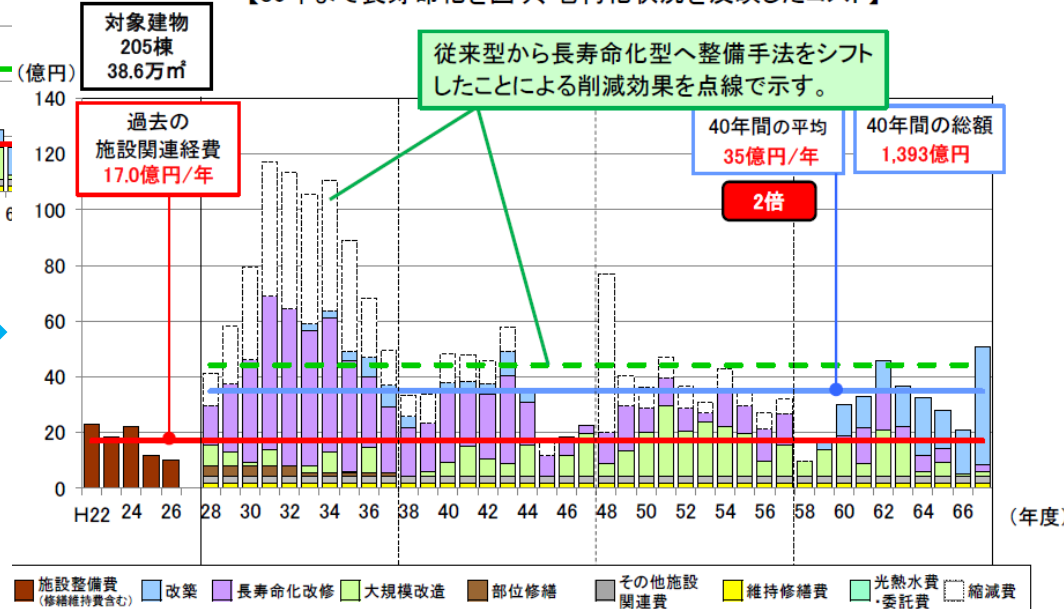
3 公共施設の長寿命化の効果

(1) 期待できる効果



- ア 短中期的な施設更新コストの削減
- イ 保全にかかる費用の平準化

【80年まで長寿命化を図り、老朽化状況を反映したコスト】



- ウ 安全性の確保
- エ 機能のレベルアップ

※出典 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書 文部科学省発行

4 公共施設の長寿命化の手法

(1) いいものを作る

- ア 長期耐用年数の部材の採用
- イ 省エネルギー効果の高い部材や設備の採用
- ウ 保全行為の容易性を確保

(2) きちんと手入れする

- ア 法に基づく点検
- イ 的確な劣化度調査
- ウ 点検や調査結果の情報管理・共有
- エ 計画的な改修と日常点検・修繕

(3) 改修の具体例

- ア 構造躯体の経年劣化回復
- イ 耐久性に優れた部材への取替え
- ウ ライフラインの更新
- エ 耐震対策、トイレの洋式化・乾式化、バリアフリー化

※出典 学校施設の長寿命化改修の手引 文部科学省発行

5 保全コスト縮減手法

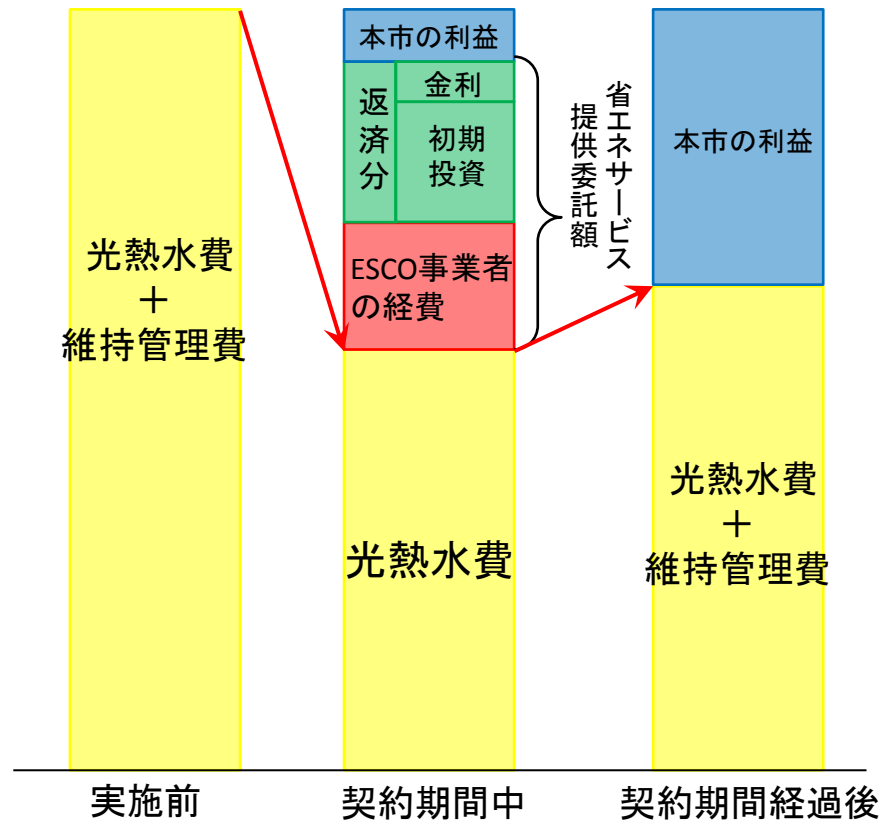
(1) PFI事業

(2) ESCO事業

(3) 包括外部委託事業

(4) その他

※ESCO事業イメージ



6 令和2年度作業の進捗状況

(1) 計画関連

(インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)において個別施設計画へ6項目の記載事項が示されている)

ア 施設保全にかかるガイドラインを施設所管課へ周知(令和2年7月)

イ 記載事項6項目のうち下記の項目については完成(令和2年8月)

①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等

※ただし、国等から指針の出ている施設で既に個別施設計画の策定を進めている所管課とは内容について協議

ウ 下記の残り2項目について公共施設マネジメント推進課において検討中

⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用

(2) 点検による不具合の是正に向けた働きかけ

建築基準法第12条に基づく点検において、重要度の高い指摘事項に対する修繕予算の確保に向けて、財政課との協議を行っている。

7 今後の取組と課題

(1) 取組内容

- ア 各施設ごとの保全内容と保全実施時期の検討
- イ 保全にかかる費用の検討
- ウ ア、イ及び劣化度判定結果に基づく、全体スケジュールの作成
- エ 中長期保全計画素案及び個別施設計画の完成(令和3年2月)
- オ 中長期保全計画の公共施設対策特別委員会への報告(令和3年3月)
- カ 中長期保全計画の公共施設マネジメント推進委員会への報告(令和3年3月)
- キ 個別施設計画公表(令和3年4月)

(2) 課題

- ア 中期財政フレームとの整合